

号外

琉球新報

THE RYUKYU SHIMPO

2016年(平成28年)

9月16日(金)

発行所 琉球新報社
郵便番号 〒900-8525
那覇市天久905番地
©琉球新報社2016年

訴敗が県

承認取り消し「違法」

福岡高裁 最高裁に上告へ 初判断

「辺野古」違法確認訴訟

翁長雄志知事による名護市辺野古の埋め立て承認取り消しを巡り、国が県を相手に提起した不作為の違法確認訴訟の判決が16日午後2時、福岡高裁那覇支部(多見谷寿郎裁判長)で言い渡された。多見谷裁判長は国の請求を認め、県の承認取り消しを取り消すよう求めた国の「是正の指示」に県が従わないことは違法だとし、県が敗訴した。辺野古新基地建設問題における初めての司法判断。米軍普天間飛行場移設に関する今後の議論に影響を与えるのは必至だ。敗訴した県は上告する方針で、承認取り消しを巡る法廷闘争は最高裁に舞台を移す。

不作為の違法確認訴訟は地方自治体への国の関与の適法性を判断する訴訟類型の一つで、2012年の地方自治法改正で制度が設けられて以来初めて提起された。今回の訴訟は地方自治の在り方を問うものとしても注目を集めていた。

県の承認取り消しを巡っては、3月4日に代執行訴訟で和解が成立した。その後国が出した是正の指示について県が審査を申し出た国地方係争処理委員会は、新基地建設問題について、16日午後1時41分、那覇市の福岡高裁那覇支部

裁判所に入る県側弁護士は、16日午後1時41分、那覇市の福岡高裁那覇支部

県が上告した場合、年末から年明けごろには最高裁で確定判決が出ると思われる。

県と国 溝深く

違法確認訴訟の経緯

新基地建設阻止を訴え、福岡高裁那覇支部で提起した。同訴訟は5回は、仲井真弘多前知事に引き継がれ、16年3月4日に和解して承認処分を検証した。第三者委員会の報告を踏まえて2015年10月13日、埋め立て承認を取り消した。国は承認取り消し処分を取り消しを求め、代執行訴訟を15年11月に提起した。和解成立から3日後の



国が県を相手に起こした不作為の違法確認訴訟第1回口頭弁論のため法廷入りする翁長雄志知事(前列左)と8月5日午後1時40分、那覇市樋川の福岡高裁那覇支部

不作為の違法確認訴訟を巡る経過

2015年 10月13日	翁長雄志知事が名護市辺野古の埋め立て承認を取り消し
11月17日	国が代執行訴訟を福岡高裁那覇支部に提起
16年3月4日	代執行訴訟で和解が成立
3月7日	国が県に「是正の指示」を出す ※同16日に7日付是正の指示を撤回して、再度「是正の指示」を出し直す
3月23日	是正の指示を不服として、県が国地方係争処理委員会(係争委)に審査申し出
6月17日	係争委は是正の指示の適法性を判断せず、県・国双方に協議を促す結論を出す
7月22日	県が是正の指示に従わないことは違法だとして「不作為の違法確認訴訟」を高裁那覇支部に提起
8月5日	高裁那覇支部で第1回口頭弁論
8月19日	第2回口頭弁論で結審
9月16日	高裁那覇支部が判決

3月の和解条項では係争委が是正の指示の適法性を判断した。第2回口頭弁論を開き、結審した。

同7日、協議が行われなまま、国は承認取り消しを取り消すよう求めて「是正の指示」を出した。同指示の撤回・出し直しを受けて県は同23日、是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会に審査を申し出した。

9回会合を開いた係争委は6月17日、「是正の指示」が違法か適法か判断せず、解決に向けた真摯な協議を促す結論を出した。同訴訟は8月19日に

性を判断した場合に、県が訴訟を提起すると定めていた。国は「県が提訴すべきだ」と迫ったが、県は「係争委の結論を尊重する」として協議での解決を求めた。県からの提訴が可能となった7月22日、是正の指示に従わないのは違法だとして、国は高裁那覇支部に不作為の違法確認訴訟を提訴した。同訴訟は8月19日に

口頭弁論

不作為の違法確認訴訟の2回の口頭弁論を振り返る。

【第1回口頭弁論】(8月5日)

翁長雄志知事が出廷し、意見陳述した。翁長知事は辺野古埋め立て承認取り消しは適法で、承認取り消しを取り消すよう求める「是正の指示」に従わないことは違法な「不作為」ではないと主張した。同日での結審を求めた国の対応を念頭に、充実した審理を求めた。

し、翁長知事の本人尋問だけ認めるとした。8月19日の第2回口頭弁論で結審し、判決の予定日を9月16日とするとして閉廷した。

【第2回口頭弁論】(8月19日)

翁長知事が本人尋問で出廷し、新基地建設問題を解決するために国と協議する必要性を強調した上で、代執行訴訟での和解後の国との協議については「本質的な議論はなかった」と指摘した。十分な議論を経ずに今回の訴訟提起までの手続きを迅速に進めてきた国の姿勢には「地方自治の認識に大変疑問を持っている」と不快感を示した。

敗訴した場合の確定判決に従うかを国側代理人から問われると、「確定判決に従うのは行政の長として当然だ」と回答した。一方で、確定判決に加えて、その後も判決の趣旨に沿った対応を求めた代執行訴訟の和解条項9項については、今回の訴訟が同項に定められた手続きから外れているとして、「この裁判には(効果は)及ばない」とした。

弁論の冒頭で多見谷裁判長は、確定判決に従うかという質問の意図について県側に異例の「釈明」を行った。多見谷裁判長は不作為の違法確認訴訟が強制的な執行力がないとした上で、「従う気力がなければ無駄な裁判をすることになるので、そうならば取り下げを勧めることになる」と説明した。

国側代理人の定塚誠法務省訟務局長も意見陳述し、3月に和解が成立した代執行訴訟で承認取り消しを巡る議論は出尽くしたと強調。「早期に結審し、司法判断を下してほしい」と求めた。弁論で多見谷裁判長が「訴訟の判決に従う義務がある」と考えるか」という趣旨の質問に対して、県側代理人が「政治的質問だ」と反発する場面があった。

多見谷裁判長は県側が申請していた8人の証人を全て却下